

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和 8年 4月 8日

北九州市長殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
 名 称 J R九州ビルマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 古賀大貴  
 住 所 福岡市博多区吉塚本町13番27号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 門司大里R30社宅跡開発  
 所在地 北九州市門司区上馬寄二丁目8番1の一部、9番1の一部
- 変更した事項  
 (1)大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前) ナフコ門司フィールスカイ店  
 (変更後) 門司大里R30社宅跡開発  
 (2)大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
 (変更前)

No.	名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名	備考
1	J R九州ビルマネジメント株式会社	福岡市博多区吉塚本町13番27号	代表取締役 山田真弘	

(変更後)

No.	名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名	備考
1	J R九州ビルマネジメント株式会社	福岡市博多区吉塚本町13番27号	代表取締役社長 執行役員 古賀大貴	代表者の氏名変更 (令和6年6月26日)

- 変更の年月日  
 (1)令和7年10月1日  
 (2)令和6年6月26日

- 変更する理由  
 営業政策上の理由



様式第7 (第19条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

令和 8年 4月 8日

北九州市長殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
名 称 JR九州ビルマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 古賀大貴  
住 所 福岡市博多区吉塚本町13番27号

大規模小売店舗立地法第11条3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ナフコ門司フィールスカイ店  
所在地 北九州市門司区上馬寄二丁目8番1の一部、9番1の一部
2. 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割のあつた年月日  
令和3年4月1日
3. 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の前に届出をした者の氏名又は名称及び住所  
名 称 九州旅客鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青柳俊彦  
住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
4. 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由  
営業政策上の理由
5. 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積  
3,411.91 m<sup>2</sup>



## 経緯書

令和 8年 4月 8日

北九州市長殿

名 称 JR九州ビルマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 古賀大貴  
住 所 福岡市博多区吉塚本町13番27号

この度、大規模小売店舗立地法第6条第1項及び第11条3項に基づく届出対象である店舗において、本件の経緯を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 門司大里R30社宅跡開発  
所在地 北九州市門司区上馬寄二丁目8番1の一部、9番1の一部

#### 2 届出における変更事項

大規模小売店舗の施設名称及び設置者の変更  
(変更前)

施設名称：ナフコ門司フィールスカイ店  
施設所在地：北九州市門司区上馬寄二丁目8番1の一部、9番1の一部  
設置者名称：九州旅客鉄道株式会社  
代表者名：代表取締役社長 青柳俊彦  
設置者所在地：福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(変更後)

必要であった届出：法第11条3項（承継）  
設置者名称：JR九州ビルマネジメント株式会社  
代表者名：代表取締役 山田真弘  
設置者所在地：福岡市博多区吉塚本町13番27号  
変更年月日：令和3年4月1日  
変更理由：九州旅客鉄道株式会社からJR九州ビルマネジメント株式会社へ承継

必要であった届出：法第6条1項（変更）

代表者名：代表取締役 中野量太

変更年月日：令和3年6月29日

変更理由：代表者変更

必要であった届出：法第6条1項（変更）

代表者名：代表取締役 古賀大貴

変更年月日：令和6年6月26日

変更理由：代表者変更

必要であった届出：法第6条1項（変更）

施設名称：門司大里R30社宅跡開発

変更年月日：令和7年10月1日

変更理由：施設の名称変更

### 3 原因

大規模小売店舗立地法に基づき速やかに「第6条第1項届出書」及び「第11条第3項届出書」を届出なければならないところ、認識不足などにより届出を失念しておりました。

### 4 今後の対応

今後は、同様の事態が生じることがないように、大規模小売店舗法の内容及び趣旨を社内関係者に周知させ、法を遵守の上、変更の有無を適宜確認し、遅延なく届出をいたします。

以上